

決裁区分	町長		個別フォルダー	町民葬		
決裁印 	起案	20年7月11日	収受 (先方の文書)	年 月 日 付け 年 月 日 收受		
	決裁	20年7月11日				
重要性分類 Ⅲ 外部公開(業務上重要)	施行	20年7月11日	文書番号(発送)		第 号	
	完結	年 月 日	保存	11(10)531	廃棄	年 月 日
公印要 不要	公印承認印	公印押印者	発送済印	文書審査	浄書者	校合者
町長 	副町長	会計管理者				
課長 	副課長	主幹 	副主幹	主査 	起案者 	
合議	総合政策課長 					
<p>小鹿野町名誉町民 故高田傳藏翁 町民葬執行経費の精算について(伺い)</p> <p>去る7月7日(月)午前1時28分にご逝去された小鹿野町名誉町民故高田傳藏翁の町民葬をご遺族の意向により7月10日(木)に急遽執行された町民葬経費(別紙)については、予備費を充当し、精算してよろしいか伺います。</p> <p>なお、関係業者の選定については、時間的余裕がなかったため、戦没者追悼式の装飾実績業者を指定しましたので申し添えます。</p>						

別紙

平成20年7月10日執行

故 高田 傳藏翁 町民葬 経費一覧表

費 目	金 額
1 祭壇一式 (有) マルト花店	475,100円
2 献花(白菊) ヤマサ花店	170,000円
3 葬儀用写真(パネル遺影) 八木写真館	31,500円
4 洋白紙(葬儀次第書) (有) 出浦商店	11,900円
合 計	688,500円

小鹿野文化センター利用許可書

20年 7月 8日

小鹿野町総務課



小鹿野町中央公民館長

小鹿野文化センターの利用を次のとおり許可します。

催物の名称	故高田氏追善町民舞		利用月日	7月10日(木曜日)	
利用目的	町民舞				
集合予定人数	250人		利用予定時間	準備開始時刻	午前・午後 8時30分
入場方法	<input type="checkbox"/> 関係者 <input checked="" type="checkbox"/> 自由			開会(開演)時刻	午前・午後 12時30分
附属設備の利用	<input type="checkbox"/> 利用しない <input checked="" type="checkbox"/> 利用する			終了時刻	午前・午後 15時00分
入場料	<input checked="" type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 円		会場責任者	住所 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地	
利用対象	<input checked="" type="checkbox"/> 町内 <input checked="" type="checkbox"/> 町外			氏名 須田 修 電話 35-1225	

施設名	利用区分	使用料				加算料	減額料	合計
		午前	午後	夜間	全日			
ホール	平日	0	0					
	土・日・祝							
楽屋・練習室 1								
楽屋・練習室 2			免除					
大会議室								
会議室 1		0	0					
会議室 2								
視聴覚室								
調理実習室								
美術工芸室								
和室								
研修室 1								
研修室 2								
合計								

- 利用条件
1. 許可を受けた目的以外には利用しないこと。
 2. 利用前及び利用後は、必ず職員に申出その指示に従うこと。
 3. 火災、盗難の予防及び建物その他附属物を破損しないように十分注意し、損害を生じた場合は、賠償すること。
 4. 使用した机や椅子その他附属設備は、整理整頓し、会場等を掃除すること。
 5. 湯茶の器具や灰皿を使用した後は、必ず洗ってから返却すること。

領収印

現金取扱員

※利用時間は、準備及び後片付けの時間も含まれています。